

(写)

令和7年3月18日

議長 烏野 隆生様

提出者 岩崎 雅秋

賛成者 中岡 佐織

同 高比良 正明

同 反甫 旭

同 井舎 英生

同 京西 且哲

同 中井 良介

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第3号 岸和田市議会委員会条例の一部改正について

岸和田市議会委員会条例の一部を改正する条例

岸和田市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「市民環境部」を「市民健康部」に改め、同条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 下水道河川部の所管に関する事項

第2条第5項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 環境農林水産部の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

岸和田市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要が生じたため。